

○十一番(伊藤忠次郎君) 二、動議を提出したのであります。ただいま議題となっております。議案第百六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のみ可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おほかりをいたします。ただいま伊藤忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のみ可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって、議案第百六号は原案のみ可決をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に、日程第十議案第百七号福生市民会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉事務所長 森田 猛君。

福生市議会

(福祉事務所長 森田 猛君 登壇)

○福祉事務所長(森田 猛君) ご指名のようでした。議案第百七号福生市民会館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を行ないます。

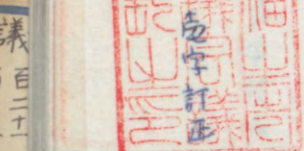
市民会館の休館日の変更でございます。やはりこれも先ほどの福祉会館の改正と同じく、火曜日が一応休館日となっておりますが、これが国民の祝日に関する法律と重なった日に、翌日に休館しようとするものでございます。

簡単でございますが、ご説明は終わらせていただきます。慎重な審議の上、原案可決されるようお願いいたします。

○議長(石川信義君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。○十一番(伊藤忠次郎君) この際、動議を提出いたします。ただいま議題となっております。議案第百七号については、委員会



付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま伊藤忠次郎君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することはいふ議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) お異議なしと認めます。よう議案第百七

号は原案のとおり可決をいたしました。

議長(石川信義君) 次に日程第十一議案百八号 福生市下水道

条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。下水道課長 齊藤多

市君)

(下水道課長 齊藤多市君 登壇)

下水道課長(齊藤多市君) ご指名によりまして、議案第百八号福生市

福生市議会

下水道条例につきまして、提案理由とその内容につきまして説明申

しあげます。ご承知のように、下水道は市民の生活環境を整備すること、公

害対策の面から不可欠なものでござい、都市施設として、その早期実

現を叫ばれておりました。このたび東京都が施行する流域下水道

に合わせ、かねてから計画しておりました公共下水道計画が十月二十五

日をもって、東京都知事から計画決定され、また近き事業認可の運び

となりましたので、ここに本案を提出する次第でございます。

本条例の要点の第一は排水設備の接続方法を定めたこと、第二は

市都指定工事店に限り、工事にかかること、第三に悪質下

水の排除の制限を定めてあります。受益者負担金及び使用料

につきまして、地元説明会あるいは公聴会にかつた上、条例化を

いたすつもりでございます。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。第一、本条例の目的を定

めてございまして、公共下水道の設置管理及び使用につき必要な事項

を定めてございまして、

の物件を設ける場合の許可行為が定められております。この許可に要する添付書類を定めております。第十五条は、使用者が特別の必要により、公共する及び取付管の新設等を行なったときは、おねね自費負担である旨を定めてあります。第十一条及び第十二条は、占用許可を定めてあります。第十八条、第十九条及び第二十条は、罰則の規定でございます。地方自治法第二百四十四条の二の四項の規定に基づきまして、罰則規定を設けようとするのでございます。第二十一条は、条例の必要事項を市規則で定めようとするのでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするのでございます。

以上たゞ人種ぱくな説明をしたが、慎重に審議の上ご決定賜わりますようお願いいたします。説明は終わります。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番(松山清君) 十条で、説明にもありましたのですけれども、十三条ニ項使用料の額及び徴収について、必要な事項は別途の条例で定め

るということですが、この件については各市にあまきまして、もうその住民のさまざまな反対等もありますし、非常に重要な問題でありますので、十公聴会等その他住民の意向を聞いて、そういう上でこの問題について定めるということで十公配慮をお願いしたいと思うわけでございます。

議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

○十一番(伊藤忠次郎君) この際、動議を提出いたします。

ただその議題となつております議案第百八号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

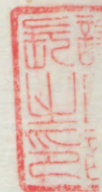
(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただその伊藤忠次郎

君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第百



八号は建設委員会に付託することに決定いたしました。
三時三十分まで休憩をいたします。

午後三時三十分 休憩

午後三時三十七分 開議

議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。総務委員会で審査中でありました、陳情五号審査報告書が提出されましたので、この際日程に追加し、先議したいと思ふ事がされたいと思ふ議ありませんか。

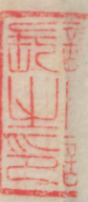
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって本件は追加日程とし、先議するものと決定をいたしました。

議長(石川信義君) 追加日程第一陳情第五号福生市南東地域会館建設に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

福生市議会



(総務委員長 森田 秀雄君 登壇)

総務委員長(森田 秀雄君) ご指名がありましたので、審査の報告をいたします。

(陳情審査報告書 朗読) 別添参照

引き続き、当委員会の審査の経過と大要について補足説明を申し上げます。

本陳情書は、本年六月十八日定例会に提出され、総務委員会に付託となりまして、以後慎重に審議したところとなりました。

ご承知のとおり、当南東地域は国道十六号、多摩川上水、国鉄等に挟まれ開発等も遅れ、加えて横田基地の騒音公害等基地公営を最高に被つる地域で、南東地域会館設立の陳情書が出されるまでもなく、この地域開発には努力すべきであるという委員の一致した気持ちがありました。

たまたま基地集約のことも起りました。現在の基地周辺整備法では市民の要望に十分こたへることができなところ、法の改正方を理事者、議会ともども防衛庁、自治省、国会議員等に足を運ぶ懸

命の努力をした結果、本国会に提出する運びとなつておりますことは、ご承知のとおりであります。

基地の被害を受けつゝる地域には、優先的に事業を進めるべきであらう意見もあり、またもし基地整備法が国会上程が遅れた場合には、この意見に対しては、理事者側より本陳情第五号が本会議に採択されれば、本年度内の予算措置は無理だが、来年は予算に計上し建設に着手したい。また土地についても起債の便宜も受けられると思うので、自己財源を使つて来年度は何とかやらなければならぬと考へてゐる。——この答弁があり、委員会として了承いたしました。また当地区の開発の遅れを取り戻すためにも、また地元の問題の解決のためにも、公館建設の遂行には万全の努力をするよう強く念をたしめて、当委員会としては本件について全員一致で採択と決定をいたしました次第でございます。

当委員会の決定通り、ご可決下さいますようお願いいたします。報告いたします。

議長（石川信義君）以上で委員長が審査報告は終わりました。

福生市議会

永より委員長報告に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）以上で質疑は終わります。

おはかりいたします。陳情第五号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は委員会報告のとおり決すること、ご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よつて陳情第五号は委員

会報告のとおり採択と決定をいたしました。

議長（石川信義君）次に日程第十一議案第九号福生都市計画

事業、福生駅東口土地区画整理事業施行規定を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。都市計画課長浅見裕康君。

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

。都市計画課長（浅見裕康君）の指名をいたしまして、議案第百九号福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規定を定める条例につきましての説明を申し上げます。

本案は、土地区画整理事業第五十三条第二項の規定に基づきまして区画整理事業の施行をする場合に、その施行内容の条例を定めるという規定でございます。それに従いまして制定しようとするものでござい

ます。本条例施行にござつておるまでには、議員各位におかれましては多年にわたり一方ならぬご心配と、ご指導を賜つてまゐつたわけをございます。けれども、ようやくいたしまして本年六月二十五日に都市計画決定をいたしました。福生駅東口土地区画整理事業につきまして、その施行に必要な諸規定を条例に定めようとするものであります。

条文は八章三十二条から構成されております。土地区画整理法五十三条第二項に従いまして、本条例の目的、以下雜則までの諸規定を定めております。第五章總則にございましては、この条例の目的、事業の名称、施行地区等を規定してあります。特に今回区画整

福生市議会



理事業をいたそうとするところは、従来と異なりまして既成市街地でございまして、その再開発を目的とするというように、特色が一条の目的の中にうたわれております。

それから第二章は、費用負担の関係でございまして、これにございしても、従来の費用の主体となつておりました保留地処分金か、ご案内のとおり土地でございまして、それが確保出来たという関係からこの保留地の処分規定が全くございせん。したがしまして、都の交付金、あるいは市の負担金という形でこの事業を施行するという形になるわけでございます。

第三章につきましては、審議会の設置の関係でございまして、定数を、施行区域が狭い関係で、法例に基づきまして十人と定めてあります。うち二人を熟識経験者から選任し、任期を五年と定めさらに委員選挙並に予備員等の関係にございましての規定をしております。あるわけでございます。

第四章、五章、六章の三章の関係にございましては、区画整理の特色とされております。換地に関する規定でございまして、従前の土地の

地積の決定方法、土地の評価、換地の基準等を規定してあるわけがございます。従前の土地の地積の決定につきましては、台帳地積を原則といたしますけれども、申告あるものは施行者の設計による更正があるようにしてあります。地積の決定につきましては、極力適正を期するよう規定しております。

第七章は、生産関係でございます。換地の計画にそれぞれ土地の評価につきまして、積算された結果に基きまして多少の差が生じます。これを金銭で清算しようということと規定しております。

第八章は、雑則でございます。特に借地権の申告に對しまして事務処理上一時受理の停止をする規定とか、あるものは建築許可等の書類については、都知事に提出する場合については必ず市を経由して出していただく必要があるというような規定をしております。本条例の施行でございますけれども、近々のうちに本事業も事業決定の運心を博するというような確信も持っております。一応事業認可を都知事からいただいた。その告示のあった日から施行しようという

ことでございます。

以上本条例の骨子につきまして説明申し上げましたが、本議案の提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくどうぞ

慎重に審議いただきます。原案の決定下さるようお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上を提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

○十番(松山 清君) 自席から質問させていただきます。

この条例が決定されるということになれば、急速にあつてこの事業が進むということになるわけでございます。場所から言つて非常に借家をしてる方が多々あります。そういう点でこの人達との話し合ひがまた十分に着いていない感じがいたします。この借家人との権利をどう扱うのか、この条例を審議するにあつて、この借家人の権利をどう扱うのか、そういう点で大分以前に話し合ひが持たれたということもあつて、いろいろ話し合ひが、施行されれば、借家人が一番無権利状態に置かれるという点で、これは今までの実例ではつきりしてあるわけですが、そういう点で実施にあたりどのような約束をし、どのように権利を

守るべくか、そういう点に於て当然お考えを述べられたいと思ふ人ですけれども、その辺について一聞きたい人ですけれども、……

○都市計画課長（浅見裕康君） 自席からお答え申し上げます。

ただいまご指摘された点について申し上げます、なかなか施行者である市といたしましても、もともとこの事業を推進する上でも大きなポイントでございます。そういう意味から今後さらに折衝、あるは説明等を加えましておまゐり早期に区画整理を施行する上にあります。その了解と見出したい。そういうような事で、一口に権利といつても、いわゆる法律的な権利と慣習上といひますか、従来の実績からいへば、法律で對抗要件となるような権利、そういうことを若干、一口に権利と申ししましても、その辺の調整なり判断、そういうものが相当慎重を期さなければならぬという問題でござりますけれども、それらの問題を大に宿題として残して、この事業に踏み切るといふことでは非常に問題もあると思ふます。そういう意味でただいまご指摘をされた点に於て、十分留意しながらご希望に沿うようにしたいと思ふます。

○十番（松山 清君） 非常にあの区域の施行をやる上に重要な、非常に

に陳情が多いという事で、またそういう権利にかかわらず重要な問題なので、当然市役所、施行者として十分注意を払う住民の皆さんが納得のいくような方法で一つ解決をはかれるよう要望いたします。

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

○十一番（伊藤忠次郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については、建設委員会付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま伊藤忠次郎君

から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よろ議案第百九



その建設委員へに付託することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第十三 議案百十号昭和甲八年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 篠崎俊夫君 登壇）

○助役（篠崎俊夫君）議案第百十号昭和甲八年度福生市一般会計補正予算 第四号につきまして、提案理由とその内容を説明

明申しあげます。

本年度は、年度当初に当初予算の認可決をいただきました以来、先ほど専決処分の承認をいただきました補正予算案第三号を加えて合計三回の予算の補正予算を行なった次第でございますが、本補正予算第四号につきましては、原則として市政全般にわたって現状におき見通すことかある年度内の財政需要をある限り取りまとめ、それから一括いたしました。ここに第四号の補正予算として提出申し上げた次第でございます。

福生市議会



まず、ご参考のためにこの補正予算の編成の時点におき、予算措置額のはかりした見通しを立てることがあると、本年度の財政需要の今回予算の補正を留保せざるを得ません。した年度内の財政需要の必要な項目を申しあげますと、職員その他年末手当の不足額、消防団員その他特別職員のベースアップに必要な経費、それから目下検討中の事項として、農地の宅地並課税の実施に対応して、また最近にあり、常は、たとえば緑化保全奨励金制度の問題、また最近にあり、常は、物価の高騰に、本議会にも陳情が提出されておりますが、国や都、あるいは八王子市ではすでに実施に踏み切っておりますが、契約済の土木建築及び設備工事に対する、当該請負業者（の特別助成措置問題等）でございます。これらの諸経費は実施することといたします。本年度に、今後の補正に結たざるを得ない次第でございます。

なお、新聞報道のみに今日現在ではその具体的内容がまだあるは、ございせんが、来年の三月に職員に支給いたします年度末手当を、この年内に三%繰り上げ支給の問題でございます。